令和7年台風第22号に伴う災害で 被災した世帯の学生の皆さんへ

令和7年台風第22号に伴う災害による被害にあわれた方々には、心よりお見舞い申 し上げます。

標題にありますとおり、台風に伴う災害による被害に伴い、次の対応をおこないます のでお知らせします。

つきましては、台風に伴う災害で被災した災害救助法適用地域の世帯の学生で、

- 1 今後の修学が経済的理由により困難になった方は、教育・学生支援部奨学厚生課奨 学チーム・授業料等免除チームにご相談ください。
- 2 今後の修学が経済的理由により困難になり、国際学生宿舎への入居を希望する方は、 教育・学生支援部奨学厚生課厚生チームにご相談ください。

なお、総合文化研究科、数理科学研究科、教養学部の学生については、教養学部等学生支援課奨学資金チームおよび厚生チームへお問い合わせください。

○教育・学生支援部 奨学厚生課 奨学チーム・授業料等免除チーム syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

電話:03-5841-2520、2547

○教育・学生支援部 奨学厚生課 厚生チーム

kousei.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

電話:03-5841-2546

○教養学部等 学生支援課 奨学資金チーム

s-shikin.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

電話:03-5454-6076、6075

○教養学部等 学生支援課 厚生チーム

kousei-team.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

電話:03-5454-6077、6078

令和7年10月10日

教育•学生支援部 奨学厚生課

大 学 長 短期大学長 高等専門学校長 専修学校長

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 吉 岡 知 哉

令和7年台風第22号に伴う災害に係る災害救助法適用地域の世帯の学生等に対する給付奨学金【家計急変 採用】及び貸与奨学金【緊急採用・応急採用】等の取扱いについて(通知)

このたび下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。

ついては、当該の災害により家計が急変し奨学金を希望する者について、給付奨学生【家計急変採用】及び貸与 奨学生【緊急採用・応急採用】の推薦を受け付けますので、学生等に周知していただき、遺漏のないようお取り計 らい願います。

記

1. 災害救助法適用地域及び適用日

災害救助法適用地域	災害救助法適用日
【東京都】島しょ利島村、島しょ新島村、島しょ神津島村、島しょ三宅村、	10月8日
島しょ御蔵島村、島しょ八丈町、島しょ青ヶ島村	

- ※ 適用地域の詳細については、本機構ホームページ(1年以内の災害救助法適用地域)をご確認ください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html
- ※ 上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。
- ※ 適用地域の追加については、事務連絡メール及び学校担当者用ホームページでお知らせします。

2. 給付奨学金【家計急変採用】、貸与奨学金【緊急採用·応急採用】

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合、随時奨学生の推薦を受け付けます。推薦の取扱いは、各「奨学事務の手引」を参照願います。詳細は、学校担当者用ホームページでご確認ください。 https://www2. jasso. go. jp/daigaku/kinkyu/1210263_3132. html

3. JASSO災害支援金

学生等又はその父母等が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難 勧告等が1か月以上続いた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は機構ホームページでご 確認ください。https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html

以上

【お問い合わせ先】

●家計急変採用、緊急採用・応急採用に関すること (学校担当者専用)

貸与・給付部 特別採用課 家計急変係

電話番号: 03-6743-3819

(平日 8 時 30 分~18 時 15 分)

FAX 番号: 03-6743-6671

●JASSO 災害支援金に関すること (学校担当者専用)

政策企画部 広報課

寄附金室 JASSO 災害支援金担当

電話番号: 03-6743-3185

(平日 8 時 30 分~18 時 15 分)